

職員の懲戒処分について

次のとおり職員に懲戒処分及び矯正措置を行いました。

1 処分対象職員

1 所 属	土木部・出先
2 職 階	係長級
3 年 齢	38歳
4 性 別	男性
5 事案の概要	処分対象職員は、監督員として担当していた維持修繕工事において、工期末を控えた令和6年9月中旬、実際には行われていない架空作業を計上した虚偽の変更設計書を作成して、上司の決裁に供し、県に受注業者と契約金額を増額する変更契約を締結させた。 加えて、その後の竣工検査において、変更設計書に架空計上した作業が実際に行われたかのように偽装するため、過去の別工事の作業写真を加工して差し込むなど、受注業者から提出された竣工書類を改ざんし、検査員に提出した。
6 処分の内容	令和7年2月14日から停職4月
7 処分の時期	令和7年2月13日

2 監督責任

管理監督者3名について書面訓告の措置を同日付で行った。